

V 関係法令

●グリーン・ツーリズムの実施に関する主な法令

区分	法律名	グリーン・ツーリズムとの関係
総合	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（余暇法）	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置、「農林漁業体験民宿業」（以下、農家民宿という）の登録制度を実施しています。
営業に関する法律	旅行業法	報酬を得て、旅行業務を事業として行うときは、旅行業の登録が必要です。 【規制緩和】 農家民宿自らが提供する運送・宿泊サービス（これに農業体験を付加する場合を含む）を販売することは、旅行業法の対象外とされています。
	道路運送法	自家用自動車による有償運送は原則禁止されています。 【規制緩和】 農家民宿等の宿泊施設が、自家用自動車を用いて、その宿泊客を対象に行う送迎のための輸送（その一環として行う周遊案内を含む）については、宿泊サービスの提供の一環として行われ、かつ送迎に係る運送の対価を収受していない場合には、道路運送法上の許可を要しません。
	食品衛生法	食事の提供を行う場合は、「飲食店営業」の許可が必要です。ただし、次の場合、飲食店営業の許可は必要ありませんが、食品の取扱いや施設の衛生管理等に十分注意してください。 ・体験宿泊者が自炊する場合 ・体験宿泊者と農林漁業者が共同で調理する場合
	旅館業法	有償で（宿泊料を得て）、宿泊施設を営むものは、旅館業法の営業許可が必要です。 【規制緩和】 余暇法に規定する農家民宿を営む施設の場合、客室延床面積の要件（33㎡以上）が適用外となりました。
	住宅宿泊事業法	通常は旅館業法の許可が必要ですが、一定の条件を満たし、人の居住の用に供されている住宅であれば、人を宿泊させる日数が180日を超えない場合は人を宿泊させることができます。これは旅館業法の「許可」でなく「届出」になります。

区分	法律名	グリーン・ツーリズムとの関係
施設・設備に関する法律	建築基準法	<p>農家民宿に用途変更する場合や建物の建築等をする場合は、建築基準法上の手続が必要となります。</p> <p>【規制緩和】 住宅の一部を農家民宿等として利用するものうち、客室の床面積の合計が33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱われます。</p>
	消防法	<p>防火対象物として適合しているかどうかの確認が必要です。建物の規模によっては、消防設備などの設置、防火管理者の選任が必要です。</p> <p>【規制緩和】 建物の構造等によっては誘導灯の設置が免除される場合があります。 免除の可否は管轄消防本部（局）に確認をしてください。</p>
	浄化槽法	<p>浄化槽を設置するときには、市町に届出をしなければなりません。ただし、建築確認申請をする場合には、その中で手続が行われます。</p>
	水質汚濁防止法	<p>厨房施設や入浴施設などから公共用水域に水を排出する場合、届出が必要となる場合があります。</p>
土地に関する法律	都市計画法	<p>グリーン・ツーリズムに取り組むに当たり、建築物又は特定工作物の建築等がある場合には、あらかじめ都市計画法上の許可が必要となる場合があります。</p> <p>許可の要否については、県又は市の窓口に御相談ください。</p>
	自然公園法	<p>国立公園区域内に工作物を新築・改築・増築する場合には、許可又は届出が必要となる場合があります。</p>
	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	<p>農用地区域では、建築物その他の工作物の設置等の行為は原則禁止されており、農用地区域からの除外等の手続が必要となります。</p> <p>詳細は市町農政担当にお問い合わせください。</p>
	農地法	<p>農地を農地以外のものに転用する場合には、県又は市町の許可を受ける必要があります。</p> <p>詳細は市町農業委員会にお問い合わせください。</p>